

# デイサービス いけだ重要事項説明書

## (介護予防通所介護)

### 1. 事業の目的及び運営の方針

介護予防通所介護について、要支援状態にある方に対し、介護保険法で定める介護予防通所介護サービスを提供し、当事業所に於いて選択的サービス(運動器機能向上、口腔機能向上)等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復向上を図り、利用者が可能な限り居宅での自立した生活を営むことができるよう支援していくことを目的とします。

### 2. 事業所概要

- \*法人名称 : 医療法人REGIONO
- \*所在地 : 岡山県岡山市南区彦崎 2801-1
- \*事業所名称 : デイサービスいけだ
- \*事業所所在地 : 岡山県岡山市南区彦崎 2810-7
- \*電話番号 : 086-362-3100
- \*指定事業所番号 : 3390102907
- \*事業所形態 : 介護予防通所サービス
- \*利用定員 : 10 名
- \*サービス提供領域 : 岡山市南区西福祉事務所管内

### 3. 職員体制

|         |      |                           |
|---------|------|---------------------------|
| 管理者     | 1人   | 常勤1人 ※同事業所内、生活相談員兼務       |
| 生活相談員   | 1人以上 | 常勤1人以上                    |
| 看護職員    | 1人以上 | 非常勤1人以上 介護職員または機能訓練指導員と兼務 |
| 介護職員    | 1人以上 | 常勤1人以上、非常勤1人以上            |
| 機能訓練指導員 | 1人以上 | 非常勤1人以上 看護職員または介護職員と兼務    |
| その他     | 1人以上 | 常勤1人 併設医療機関事務兼務           |

### 4. 営業日及び営業時間

|          |                                                                                                    |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 営業日      | 月曜日～土曜日                                                                                            |
| 営業時間     | 8時15分～17時15分                                                                                       |
| サービス提供時間 | 9時00分～12時05分 13時30分～16時35分 (木曜日の午後は休業)                                                             |
| 休業日      | 日曜日、祝日、盆(8月13日～8月15日)<br>年末・年始(12月31日～1月3日)                                                        |
| 備考       | 台風や、災害時など、危険を生じる可能性がある時は、法人理事長・管理者との協議により休業とする。<br>居宅サービス計画により、営業時間及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。 |

## 5. 主なサービス内容

※介護保険法で定める通所介護及び介護予防通所介護のサービス内容に限られます。

※ご利用者さま、サービス事業所に日帰りでの以下のサービスを受けることが出来ます。

- ①相談対応：ご利用者様の通所介護に関する相談ご家族の方からの要望等の対応
- ②健康チェック：体温・血圧・脈拍の測定、一般状態のチェック
- ③入浴：一般入浴の介助・提供
- ④アクティビティー：創作作業や、維持改善を目的としたレクリエーション活動等。
- ⑤運動器機能向上：運動器機能向上訓練プログラムに沿った運動器機能向上訓練
- ⑥送迎：ご利用者さまの自宅からサービス事業所までの送迎
- ⑦その他：その他必要な日常生活動作の介助・支援

## 6. サービス従事者

- ① サービス従事者とは、ご利用者さまに介護予防通所介護及び通所介護サービスを提供する職員で管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員が該当します。
- ② デイサービスいけだは、介護保険法に定められている人員の体制を整備し、ご利用者さまに快適に過ごして頂けるよう通所介護を提供します。

## 7. サービス利用にあたっての留意事項

当事業所は、指定介護予防通所介護の提供に際して、ご利用者さま及びそのご家族に対し、事前にサービス内容を明記し、説明するものとする。

当事業所職員がサービスを提供するにあたって、介護予防サービス計画に基づき、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に考慮し、利用者に関する主治医及び理学療法士、作業療法士等の関係機関や当事業所の他、専ら通所介護の提供にあたる看護師、生活相談員及び介護職員の協議によって介護予防通所介護計画を作成し、同意を頂いた上で介護予防通所介護計画に基づきサービスを提供いたします。

## 8. ご利用者さまへの留意事項

利用者は、他の利用が適切なサービスの提供を受ける為の権利・機会等を侵害してはなりません。（宗教の勧誘行為、利用者間での物品の販売及び斡旋行為など・・）  
利用者は、事業所の設備、備品の使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業所に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

## 9. 事故発生時の対応

- 1) 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2) 当事業所は前項の事故の状況、及び事故に際して採った処置について記録し、保管するものとします。
- 3) 当事業所は、通所介護サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由によりご利用者さま又はそのご家族の介護者の生命、身体、財産及び、名誉に損害を及ぼした場合には相当範囲内においてその損害を賠償します。
- 4) ご利用者さま又はそのご家族の介護者は、ご利用者又はそのご家族の介護者の責めに帰すべき事由により、当事業所の生命、身体、財産、及び名誉に損害

を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

## 10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 11. 利用料金

① 基本料金の金額は、介護保険法で定める介護予防通所介護サービスの基本となる報酬単価であり、月額定額制となります

② デイサービスいけだでは、  
岡山市 1 単位・・・・・・10.14 円です。

基本サービス料金（以下の表示額は、月額の定額報酬額です。）

|       | 基本料金     | 自己負担<br>(1 割) | 自己負担<br>(2 割) | 自己負担<br>(3 割) | +該当加算額 |
|-------|----------|---------------|---------------|---------------|--------|
| 要支援 1 | 18,231 円 | 1,823 円       | 3,646 円       | 5,496 円       |        |
| 要支援 2 | 36,716 円 | 3,671 円       | 7,342 円       | 11,013 円      |        |

## 12. 選択的サービス加算（以下の表示額は、月額の定額報酬額です。）

| 加算の種類             | 自己負担(1 割)       | 自己負担(2 割)        | 自己負担(3 割)        |
|-------------------|-----------------|------------------|------------------|
| サービス提供体制 支援 1     | 73 円            | 146 円            | 219 円            |
| 強化加算 (Ⅱ) 支援 2     | 146 円           | 292 円            | 438 円            |
| 科学的介護推進体制加算       | 41 円            | 82 円             | 123 円            |
| 口腔機能向上加算 (Ⅰ)      | 153 円           | 306 円            | 459 円            |
| 口腔栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) | 5 円<br>(6 か月ごと) | 10 円<br>(6 か月ごと) | 15 円<br>(6 か月ごと) |
| 処遇改善加算 Ⅱ          | 月額合計単位数の 9.0%   |                  |                  |

その他ご利用者様の実費負担の対象になるもの。

| 種類             | 金額    | 備考                  |
|----------------|-------|---------------------|
| 飲み物・おやつ代       | 200 円 | 飲み物・おやつ代金として（1 日ごと） |
| 紙おむつ代          | 150 円 | 替えをお持ち頂いた場合除きます     |
| 行事活動関係費        | 実費    | 内容により異なります。         |
| 趣味・クラブ活動費（材料費） | 実費    | 書道、絵画、俳句、園芸、手芸      |

### 13. お支払い方法

- \* お支払い方法は、口座振替または現金となります。
- \* 上記加算金額の内、手芸などの係る金額は、利用者様の負担も考えて、その都度請求させて頂く場合もあります。

### 14. キャンセル

|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| キャンセル連絡先 | デイサービス いけだ事務所<br>Tel 086-362-3100 |
|----------|-----------------------------------|

### 15. サービス相談窓口、及び苦情の申し立て

当事業所は、ご利用者又はそのご家族からの相談、苦情について、次の窓口にて対応致します。

申し立て等を、皆様からのお声として有り難くお受けすると共に、今後のデイの向上に役立たせて頂きますので、お気軽にお申し付け下さい。

#### ○苦情受付窓口・・・デイサービス いけだ事務所

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 電話番号 | 086-362-3100                |
| 受付時間 | 営業日の 8 時 15 分～17 時 15 分     |
| 備考   | 管理者：岡崎 守 【緊急】 080-5748-3119 |

#### ○その他の相談・苦情受付窓口

公的機関に於いても、次の窓口で苦情の申し立てができます。

#### ・市町村の相談。苦情受付

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 市町村名 | 岡山市北区大供三丁目 1 番 1 8 号           |
| 電話番号 | 086-212-1013                   |
| 担当部署 | 岡山市保健福祉局 高齢者福祉部 事業者指導課         |
| 日時   | 月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時（日・祝日を除く） |

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 市町村名 | 岡山市北区鹿田町一丁目 1 番 1 号            |
| 電話番号 | 086-803-1240                   |
| 担当部署 | 岡山市保健福祉局介護保険課                  |
| 日時   | 月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時（日・祝日を除く） |

#### ・国民健康保険団体連合会・苦情受付

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 国保連合会 | 岡山市桑田町 11 番 6 号                |
| 電話番号  | 086-223-8876                   |
| 担当部署  | 国民健康保険団体連合会                    |
| 日時    | 月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時（日・祝日を除く） |

#### 16. 苦情・事故対応時の基本手順

当事業所は、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- I・苦情・事故の受付
- II・苦情・事故内容の確認
- III・苦情・事故解決責任者への報告
- IV・苦情・事故の対応に関する事前説明・同意
- V・苦情・事故解決に向けた対応の実施。
- VI・再発防止又、改善の措置
- VII・苦情・事故解決結果の説明・同意
- VIII・苦情・事故解決責任者への最終報告
- 苦情・事故受付担当者：デイサービス いけだ 従事者
- 苦情・事故解決責任者：デイサービス いけだ 管理者

#### 17. 秘密保持について

当事業所の従業員は、業務上知り得た利用者及び扶養者若しくは、その家族に関する個人情報、を、正当な理由なく第三者に漏らしません。又、この従業員が、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員の雇用契約の内容としています。

#### 18. 虐待防止の為の措置

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、責任者の選定・研修会の実施・その他必要な措置を講じる。また、虐待の早期発見のため、速やかな市町村への通報・行政が行う調査等に協力します。

#### 19. 成年後見制度の活用支援

事業者は利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や行政機関の紹介などの支援を行います。

通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

医療法人REGIONO  
デイサービス いけだ  
〒709-1213 岡山市南区彦崎 2801-1  
Tell 086-362-3100 Fax 086-362-3040

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、下記の希望により通所介護サービスについて本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けその内容について同意しました。

年 月 日

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

ご家族(続柄： )

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印